

下水道

排水管の大掃除も忘れずに

上下水道課 ☎823-9214 ☎823-9839

年末の大掃除でつい見過ごしてしまうのが排水管の清掃です。

排水設備は、器具やますに水をためることで、悪臭や害虫が屋内に侵入することを防ぐトラップ構造となっています。この装置に、髪の毛が引っかかったり、ゴミやごはん粒がたまると、管が詰まり、悪臭の原因となります。

この装置を掃除するだけで、排水設備は若返ります。公共下水道に接続されている人は、今年の大掃除に排水設備の清掃も加えましょう。

排水設備の掃除のポイント

●屋外の足洗い場など

①ふたをあける

②エルボ（取り外し可能）をはずし、水で洗う

③土砂を取り除いて、エルボを取り付ける

●流し台・浴室の床など

わんトラップ

①わんをはずす

②ごみを取り除き、洗い流す

Sトラップ

①排水目皿をはずす

②ごみを取り除き洗い流す

排水管清掃の訪問勧誘に注意してください

町内において、「宅地内の排水管、ますなどの清掃や点検に来ました。」などと言って各家庭を訪問し、清掃や修理を勧めるケースがあります。

町では、業者に代行させて、家庭の排水管、ますなどの排水設備の点検・清掃などを勧めるような行為は一切行っておりません。

排水不良などで困っている場合は、町の排水設備工事指定工事店に相談していただくこともできます。なお、この際の修理代金などは、事前に確認されることをお勧めします。

公共下水道が使える区域にお住まいで、まだ下水道を利用していない人へ

～下水道への早期接続をお願いします～

海田町の下水道普及率 **98.58%** (H29.3.31現在)

公共下水道は地域の皆さんに利用されなければ、目的を果たすことができません。下水道が整備された区域の人は、快適な生活と周辺地域の環境改善のためにも速やかに接続されるよう協力をお願いします。

なお、接続工事は必ず海田町排水設備指定工事店に依頼してください。

また、接続される際の費用を、一定の要件のもと、無利息で貸し出しています。指定工事店が皆さんに代わって手続きを行います。気軽に相談してください。

年末・年始のごみ収集

今年のごみは、今年のうちに！

環境センター
☎823-4601
(FAX兼用)

安芸クリーンセンター
坂町21322-11
☎885-2538

年末年始の休み
12月29日(金)～1月3日(水)
搬入時間
8時30分～16時30分
(12時～13時を除く)

環境センター
国信2丁目18-1

毎年、年末には多量のごみが出ます。指定された日に正しく出しましょう。燃やせるごみ以外の物（資源物・有害ごみ・大型ごみ・埋立ごみ）は、環境センターに直接搬入できます。

直接搬入の際は混雑するので、あらかじめ分別しておいてください。

※運転免許証など、住所を確認できるものを持参してください。

※燃やせるごみは、指定された日にステーションに出してください。なお、多量の燃やせるごみ（3袋以上）の場合は、安芸クリーンセンター（坂町）へ直接搬入してください。

年末年始ごみ収集日程表	月日	燃やせるごみステーション (燃やせるごみ収集)	環境センターへの直接搬入
	12月28日(木)	○平常どおり収集します。(月・木地区)	○平常どおり受け付けます。9時～12時、13時～16時
	12月29日(金)	○平常どおり収集します。(火・金地区)	○特別に受け付けます。9時～12時、13時～15時
	12月30日(土)	○収集・直接搬入はありません。	
	12月31日(日)		
	1月1日(月)		
	1月2日(火)	○平常どおり収集します。(月・木地区)	○平常どおり受け付けます。9時～12時、13時～16時
	1月3日(水)		
1月4日(木)			
1月5日(金)	○平常どおり収集します。(火・金地区)	○平常どおり受け付けます。9時～12時、13時～16時	

全町民に「マイナンバー」

住民課 ☎823-9205
☎823-9627

～特別編 課税証明書などが省略できるようになりました！～

マイナンバー制度を利用しての、情報連携(*1)の本格運用が11月13日から始まりました。

これにより、各種手続きの添付書類（主に課税証明書）が省略できるようになっています。

主なものは次のとおりです。詳しくは、各課に問い合わせてください。

また、広報かいた10月号でお知らせしました「マイナポータル」(*2)。住民課窓口にお試し用の端末を設置しています。マイナンバーカードを持っている人は、職員に声をかけていただき、ぜひ活用してください。

(*1) 情報連携とは…これまで皆さんが各種手続きで提出する必要があった書類を省略することができるよう、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で情報をやり取りすることです。

(*2) マイナンバーカードを持っている人限定のWEBサイト (http://myna.go.jp/)。海田町をはじめとする、全国の自治体の行政サービスを検索できたり、自身の世帯情報や所得情報などの確認ができます。

課税証明書が省略できる主な事務	担当課
児童手当の新規認定請求 児童扶養手当の新規認定請求	こども課 ☎823-9227
障害福祉サービスの給付申請 障害児通所支援の給付申請	社会福祉課 ☎823-9207
自立支援医療受給者証（精神通院）の更新・転入申請	保健センター ☎823-4418

*その他にも、手続きによっては、省略できる書類があります。詳しくは各課にお問い合わせください。

マイナンバー制度について、不明な点、不安な点などありませんか？

困っていることがあれば、役場などに相談したり、次のところを参考にしてください。

◀内閣府のマイナンバーホームページ▶ <http://www.cao.go.jp/bangouseido/>

◀マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）▶ (平日:9時30分～20時、土・日曜日、祝日:9時30分～17時30分(年末年始を除く))

【日本語対応】
0120-95-0178

【英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応】
0120-0178-26 (マイナンバー制度、マイナポータルに関すること)
0120-0178-27 (通知カード・マイナンバーカードに関すること)

広島県最低賃金が変わります

広島労働局労働基準部賃金室 ☎221-9244
広島中央労働基準監督署 ☎221-2460

広島県最低賃金は平成29年10月1日から、時間額818円となっています。広島県最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。年齢、性別、雇用形態（常用・臨時・パート・アルバイトなど）、支払形態（月給・日給・時間給など）の別を問いません。

また、特定の産業で働く労働者については、広島県最低賃金よりも金額の高い特定（産業別）最低賃金が適用される場合があります。

最低賃金について不明な点は、広島労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署に気軽に問い合わせてください。

おしえて！ マイナちゃん

～マイナンバーで楽々申請～

